

事務事業名	介護認定事務				担当	健康福祉部 いきいき高齢課 介護認定係	
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8197
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業	
基本事業名					事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返（開始年度 H12 年度～） ☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）	
法令根拠	介護保険法 19 条等						
予算科目	5.介護保険特別会計（保険事業勘定）	1.総務費	3介護認定審査会費	1. 2介護認定審査会費・認定調査等費			
事業概要	介護保険制度では介護サービスを利用するときは、要介護度の認定が必要となるため、認定申請の受付から審査判定までの一連の事務を行う。要介護度は軽度のものから要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5の7段階となる。審査判定には、主治医の意見書と本人との面接調査を基に認定審査会で判定する。認定審査会委員は医療・保健・福祉の専門知識を持った者により構成されている。現在は55人が10合議体に分かれて審査判定している。						

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 27年度実績 被保険者からの要介護認定申請を受け、認定調査員が申請者の心身状態を聞き取り調査（74項目）した結果をコンピューターで1次判定する。次に介護認定審査会で、コンピューターの判定と主治医意見書並びに認定調査員の特記事項をもとに2次判定を行い、申請者へ審査判定結果を通知した。 28年度計画 前年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
	ア 認定申請件数	件	2,603	2,781	2,794	2,960	3,085
	イ 認定審査件数	件	2,544	2,695	2,587	2,889	3,011
	ウ 認定者数（第1号被保険者）	人	2,428	2,520	2,682	2,797	2,915
	エ 認定者数（第2号被保険者）	人	77	88	91	96	100
	オ 認定審査会開催日数	日	103	106	99	109	115
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 65歳以上の者（第1号被保険者） 40歳以上65歳未満の者（第2号被保険者）	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
	ア 第1号被保険者数	人	17,144	17,911	18,626	19,265	20,076
	イ 第2号被保険者数	人	28,340	28,051	27,866	27,599	27,323
	ウ						
	エ						
	オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 被保険者の認定申請により、介護の必要度合いを決める。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
	ア 認定審査件数	件	2,544	2,695	2,587	2,889	3,011
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 適正な認定により、高齢者の自立を支援する。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)
	ア 適正に認定が行われた割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移				単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	40,818	42,908	41,095	44,985	50,763
			事業費計 (A)	千円	40,818	42,908	41,095	44,985	50,763
	人件費	正規職員従事人数	人	4	4	4	4	4	
		延べ業務時間	時間	7,028	7,508	7,543	7,992	8,326	
		人件費計 (B)	千円	29,532	30,513	31,839	33,486	34,886	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	70,350	73,421	72,934	78,471	85,649	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	介護保険制度の開始により、介護サービスを利用するときは介護認定事務が必要であるため。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	要介護認定者数が当初に比べて大幅に増加している。平成13年度から認定ソフトへの調査項目の入力がPC処理になり、平成15年度には85項目あった調査項目が79項目に、平成16年度には更新認定の際の有効期間が最大12か月から24か月になるなどの見直しが図られた。平成18年度の法改正により認定区分のうちで、要介護1相当となった者を要介護1と要支援2にさらに区分することで、全体の認定区分が6段階から7段階に細分化された。その中で、要支援1、要支援2が新予防給付となり、介護予防に重点が置かれることとなった。平成21年度からは調査項目の見直しが行われ、74項目に変更となった。平成23年4月より、区分変更認定の有効期間及び更新認定における要介護から要支援、または要支援から要介護に変更になった場合の有効期間について、これまで原則6ヶ月であったものを、認定審査会が必要と認める場合に3～12ヶ月の範囲で定めることができるよう見直しが図られた。平成24年4月より、新規の要介護認定及び要支援認定に係る有効期間について、これまで原則6ヶ月（認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては3～5ヶ月の範囲で定めることが可能）であったものを、認定審査会が必要と認める場合に3～12ヶ月の範囲で定めることができるよう見直しが図られた。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	申請から認定までの期間をできるだけ短縮してほしいとの声がある。

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 介護サービスを利用するために、介護認定を受けることは、高齢者の能力に応じた自立と社会参加の支援に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 介護保険法に定められているので、妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 対象・意図は、介護保険法に定められているので、適切である
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 介護保険法により適正に認定事務を行っているので、向上余地がない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 介護保険法で定められているので、休止・廃止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の事業費で実施しているので、削減余地がない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 最小限の人件費で実施しているので、削減余地がない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 介護保険法で定められており、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							